#### 郵便による転出の手続きについて

下記の要領にて郵送により手続きを行うことができます。

次のA, B, Cの3点をそろえて送付してください。 (多度津町に申請する場合の例)

# A B C 764-8501 多度津

町

役

住

民

環

境

行

## A 申請書

#### B 返信用封筒

送付先・氏名を記入して切手を貼ってください。 送付先は原則、転出先の住所です。 (代理人申請の場合は代理人の住所に送付します。) 速達等を希望される方は、普通郵便+必要な郵便の切手を貼って ください。※郵便料金は、改定があるので金額をご確認ください。 特例転出の場合は必要ありません。申請前にご確認ください。

### C 本人確認書類のコピー

国・地方公共団体が発行した免許証・許可証・資格証明書など 顔写真つきのものは1点 保険証・年金手帳など顔写真のついていないものは2点

#### ≪注意事項≫

- 〇 代理人が申請する場合、委任状が必要となります。
- 偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、罰せられます のでご注意ください。
- ご不明な点がございましたら、事前に申請先の市区町村役場にお 問合せください。
- 郵送手続きの場合、市区町村における処理ができるまで時間がか かる場合がありますのでご了承ください。

#### ◆ 送付先・お問合せ先 ◆

**〒764-8501** 

香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号 多度津町役場 住民環境課 住民係

多

度

郡

町

栄町

三丁

目

3

番

9

5

TEL 0877-33-4480

E-Mail jyuukan@town.tadotsu.lg.jp